

令和6年度

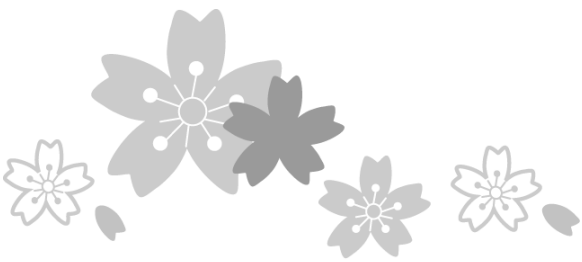
入所のしおり

(重要事項説明書)



洲本市公式マスコットキャラクター
なのは

洲本市立由良保育所



1 施設運営主体

名 称	洲本市
所在地	洲本市本町三丁目 4 番 10 号
電話番号	0799-22-3321
代表者氏名	洲本市長 上崎 勝規

2 施設の目的・運営方針

当保育所は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当保育所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当保育所は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3 当保育所における施設・設備等の概要（令和 5 年度状況）

名 称	洲本市立由良保育所
所在地	洲本市由良二丁目 5 番 24 号
電話番号	0799-27-0079
事業認可年月日	昭和 24 年 12 月 1 日
敷地面積	1,500.8 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ床面積 700.4 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室 2 室、 保育室・遊戯室 4 室、 調理室、調乳室 乳幼児トイレ 4 箇所 屋外運動場 489.1 m ²
施設長氏名	■■■■■
利用定員	満 3 歳未満の児童 24 名 満 3 歳以上の児童 50 名
特別保育の実施状況	乳幼児保育・障害児保育・延長保育・一時預かり

4 保育を提供する時間及び休所日

当保育所が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 平日の保育時間

* 通常の利用時間（保護者の就労時間等に応じて市が認定する保育の必要量により、利用時間が異なります。）

○保育標準時間認定・・・午前7時30分 から 午後6時30分

○保育短時間認定・・・午前8時 から 午後4時

* 上記の利用時間を超える延長保育時間（別途延長保育料が必要です。）

○午後4時から午後6時30分まで（保育短時間認定の方）

○午後6時30分から午後7時まで

(2) 休所日

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）、

その他保育所が必要と認めた日（事前に連絡いたします。）

(3) 土曜日の保育利用

※土曜保育は、下記の保育所（園）において集約保育を実施いたします。

洲本地域・・・中川原保育所 五色地域・・・鮎原保育園

○土曜の利用時間・・・午前7時30分 から 午後5時

* 土曜保育を利用する場合は、必ず申請書を利用月の前月25日までに提出し、就労等により保育が必要な方のみの利用とさせていただきます。

5 職員体制（令和5年4月1日状況）

職種	員数	備考
所長	1	
保育士	9	
調理員	2	
保育補助	1	
嘱託医	1	

※ 当保育所では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める基準に基づき、同基準に規定される必要員数を上回る職員を配置しています。

6 保護者の負担について

(1) 保育料（0. 1. 2歳児）

洲本市が定める保育料（他市にお住まいの方は、その市が定める保育料）をお支払いいただきます。なお、幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の保育料は無料です（副食費はご負担いただきます。）。

お支払い方法はご指定の金融機関からの口座振替となり、毎月25日が振替日となります。

万一、保育料をお支払いいただけない場合は、退所いただく場合がありますので、ご注意ください。

(2) 副食費 (3 歳児以上)

幼児教育・保育の無償化に伴い、3 歳児以上は副食費をお支払いいただきます (0. 1. 2 歳児の副食費は保育料に含まれています。)

副食費は、月額 4,500 円です。お支払方法は、保育料と同様です。

(3) 実費徴収

保育料のほかに、実費徴収として保護者にご負担いただくことがあります。その場合にはあらかじめお知らせいたします。

(4) 延長保育料 (延長保育を利用した場合にお支払いいただきます。)

○午後 4 時から午後 6 時 30 分までの延長保育料 (保育短時間認定の方)

30 分ごとに 50 円

○午後 6 時 30 分から午後 7 時までの延長保育料

1 回につき 150 円

7 提供する保育等について

当保育所は、保育所保育指針を踏まえ、健康、人間関係、環境、言葉、表現などを通して、子どものあそびを深めていきます。また、基本的な生活習慣づけや、さまざまなあそびを通して年齢に適した保育を行います。

(1) 健康管理及び検診について

保育所に児童が登所した際、毎朝保育士が児童一人ひとりについて、顔色や表情、動作、咳や鼻汁の有無などの視診を行います。

* 年 2 回、医師の診断による定期検診を行います。

* 歯科検診は、年 1 回行います。

(2) 給食について

児童の年齢に応じ、食事等の提供を行います。

・0. 1. 2 歳児 ごはん・副食・おやつ の提供

・3 歳児以上 副食・おやつ の提供

※食物アレルギー等があれば、ご相談ください。

(3) おひるねについて

0. 1. 2 歳児は年間を通じ、3 歳児以上は必要に応じ実施します。

(4) 服装について

保育所で決められた児童服を着用し、名前を書くなどしてください。

(5) 家庭との連絡について

月の初めに、保育所だより、給食献立表を配布します。

その他、必要事項はその都度連絡いたしますので、必ず保護者の方がカバンの中を確認してください。

また、ご家庭でお子さんの様子が変わったことがあった場合は、保育所にご連絡ください。

※次のような場合は、必ずお届けください。

- ・ 病気、その他の都合で欠席する場合（午前9時までに連絡をお願いします。）
- ・ 退所される時
- ・ 住所や家族構成に変更があった場合、保護者の方の勤務状況や連絡先等が変更した場合
- ・ 感染症等にかかった場合はすぐ保育所に連絡のうえ、医師の許可を得てから登園してください。（感染症には、次頁のような病気があります。）

【感染症の例】

急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症
インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼう
そう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157等）、腸チフス、パラチフス、流
行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など）、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝
染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、RSウイルス感染症、アタマジラミ、
水いぼ、とびひ など

8 くすりについて

お子さんの薬は、本来は保護者が保育所に登所して与えていただくのが望ましいことですが、やむを得ずそれができない場合には下記のとおり対応いたしますので、保育上の安全確保のためご理解とご協力をお願いいたします。

- （1）「与薬依頼書」に必要事項を記入の上、薬と併せて保育士に直接お渡してください。
- （2）与薬する薬は、1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
- （3）袋や容器にはお子さんの名前を記載してください。
- （4）薬は、医師が処方したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育所では与薬できません。

9 嘱託医

当保育所は、医師会の推薦により嘱託医契約を締結しています。

10 緊急時の対応

保育所において発病やけが等があった時は、まず保護者（緊急連絡先）の方に連絡し、場合によっては、医療機関への対応もいたします。（医療費は保護者負担となります。）

11 非常災害時の対策

こどもあんしんネットでお知らせします。

12 保育内容に関する相談・苦情等の受付窓口

保育内容に関する相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

受付窓口	保育所	受付担当者：所長 ※所長が不在の場合は、当所職員にお申し出ください。
	市	子ども子育て課保育係 電話番号：22-1333 、 F A X : 22-1690

13 その他

保育所児は年齢が低く病気に対する抵抗力も弱い上、余病も併発しやすいため、病気にはよく注意し、早めの受診・治療をするなど他の児童に迷惑がかからないようお互いに気を付けて下さい。

また、ご家庭におかれても、うがいや手洗いを習慣として実行するよう心がけていただくようお願いいたします。

以上、概要を案内いたしました。その他 保育所入所にあたって、また入所後の生活や必要な用具等々ご心配もありませんかと存じます。

ご不明な点はどうぞご遠慮なく入所される保育所にお問い合わせください。



洲本市役所 健康福祉部 子ども子育て課 保育係

〒656-8686 洲本市本町三丁目 4 番 10 号

TEL : 0799-22-1333 (課直通)